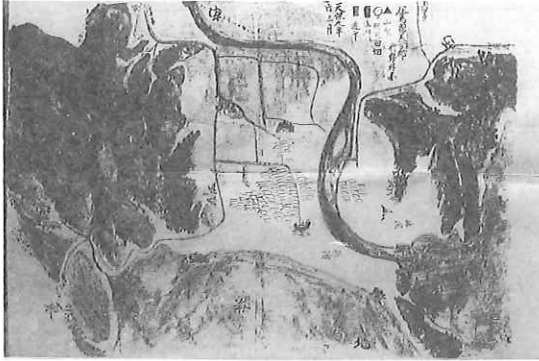


近
世
編

総論

近世の竹野谷と村民生活

近世の竹野谷（竹野村〈浜〉・中竹野村・奥竹野村・三椒村、写61、表25・26）の農民・漁民・商工民など村



写61 竹野村の地形図（天保9年、竹野・福田正辰蔵）

民の歴史をみると、他藩の地域同様決して平穏な幸福に満ちた豊かな生活とはいえなかった。雪・雨が多い日本海側特有の不順な気候による災害と、竹野川を中心に両側を山に挟まれた耕地面積の少ない厳しい自然条件は、ここに生を受けた人々に運命的試練をもたらした。さらに、出石・豊岡・陶器（須谷奉行所）藩領、生野・久美浜代官所領（天領）や旗本領など支配者が混在し、めまぐるしく変転したことも、一層村民が不安定な日常生活を送るはめとなった。

こうした状況下で、「浜」の海岸では当然漁業や廻船業を中心に農牧畜を、「中・奥・三椒」では農牧畜・山林を中心に鉱業も営まれた。しかし、これらを専業として生計が立てられるのは、極く限られた人々だけであって、多くの村民は副業や出稼ぎに頼らねばならなかった。また、腕一本で身を立たた竹野の大工・木挽の活躍も忘れてはならな

表25 元文四年・延享二年竹野谷家数・人口・寺社数・牛数

右段(家数人数其外書上帳)元文四年(七三九)四月美含郡轟村、平四郎屋下
左段(人家牛船数書上帳)延享二年(七四五)三月美含郡大庄屋轟村、平四郎屋下

(轟・細田昌藏)

村名	家数 (軒)	人 (人)	寺院数 (ヶ寺)	神社数 (分所)	船数 (艘)	牛数 (疋)
松本村	三三三 三三三	一六六 一六八 一六八		四		一〇 一〇
草飼村	一一三 一一二	一四八 一五四	一	八		八 五
切浜村	四〇 三九	一八一 一七九		一	七(大小) 四	一〇 八
浜須井村	三三五 三三五	一八二 一八八			一〇(大小) 五	一〇 七
奥須井村	二九 二九	一三二 一三七		五		七 五
宇日村	三〇 二九	一八四 一七三		二	一三(大小) 二二	五 五
田久日村	三五 三三	一八八 一六九		二	一五(大小) 一四	
竹野浜村	二九四 二九二	一四五九 一四八二	五	九	三四 三三	二五 一五
轟村	三九 四一	一一三〇 一二四一	一	四		一〇 一五
鬼神谷村	二〇 一九	一一八 一一九		二		六 六
小丸村	二〇 二五	一一〇 一三四		二		六 六
芦谷村	三九 三二	一四三 一四七		一		六 六
須谷村	五三 五三	二九一 二八九		二		二 二
阿釜谷村	一七 一七	九一 八七		三		六 六
和田村	一一 一〇	五三 四四		一		三 二
羽入村	二〇 二二	一一六 一三〇	二	四		七 七

小城村	神原村	森本村	坊岡村	林村	金原村	大谷村	下塚村	村名
三七 三七	二 二	六二 六〇	三九 三九	五七 五八	三〇 三〇	二〇 一九	三九 三八	(軒) 家数
一七七 一七六	一〇 一〇	三四九 三五三	二二九 二三八	三五二 三四三	一五六 一五七	九六 九六	一九〇 二二四	人
女男女男	女男女男	女男女男	女男女男	女男女男	女男女男	女男女男	女男女男	人口
八九八 四三一	五五五 五五五	七七七 七二五	一一一 四五六	六八六 八七六	(ママ)七 (ママ)八 四九四	四五六 四四七	八〇〇 〇〇七	
			一	一				(ヶ寺) 寺院数
二	一	二	六	二	四	一	二	(ヶ所) 神社数
								(艘) 船数
一三 一三	二 二	二二 二二	一五 一二	二〇 二三	六 五	五 三	九 九	(疋) 牛数
河南谷村	桑野本村	大森村	須野谷村	門谷村	河内村	御又村	二連原村	村名
一五 一五	四六 四六	二二 二二	二二 二二	一七 一七	四六 四六	三五 三六	一三 一三	(軒) 家数
一〇一 九九	二五五 二五一	一一二 一一六	一一三 一一八	一〇二 九九	二四五 二五八	一七五 一七三	七四 七一	人
女男女男	女男女男	女男女男	女男女男	女男女男	女男女男	女男女男	女男女男	人口
五五五 〇一六	二二二 一三八	五九三 五六一	五六六 五九六	五四四 四八三	一三三 一〇七	九八八 一四七	三三三 四一〇	
					一			(ヶ寺) 寺院数
四	四		一	四	二	二	一	(ヶ所) 神社数
								(艘) 船数
一〇 一〇	一四 一四	九 九	一〇 八	六 五	一八 一一	九 九	三 三	(疋) 牛数

表26 椒四ヶ村戸数・人口の変遷

〔近世庄屋文書「椒・富森一雄研究史料より」〕

年 号	椒四ヶ村	床瀬村	(中村)	(下村)	銅山村	出 典
元和一〇年 (一六二四)	一九戸(土地所有者一田のみ)					『名寄帳』
慶安三年 (一六五〇)	三七戸二〇戸(土地所有者一六戸(非土地所有者) (屋敷数より))					『名寄帳』
元禄九年 (二六九六)	七七戸 五〇四人 男二四三人 女一六一人	二〇戸	二二戸			『五人組差出帳』
宝永三年 (二七〇六)	八一戸 五八八人 男二九〇人 女二九八人					『差出帳』
正徳五年 (二七一五)	一〇四戸	二九戸	三四戸	二八戸	二二戸	『高付家数書 上帳』
天明五年 (二七八五)			三七戸 一四二人 男六四人 女七八人			『中村宗門改帳』
文化一四年 (二八一七)			二七戸 二八人 男七三人 女五人			『中村五人組帳』

いであらう。

いっぽう、竹野浜は、近郷から「竹野の大浜」と呼ばれたくらい北前船で栄えた。しかし、北陸地方のような大規模経営のものはほんの一部で、大部分は小・中規模の船主であって、農業の合間に副業的に営む者もいたほどである。これも、つまりは耕地面積に恵まれないゆえに、こうした危険な荒海に命を懸けなければならなかったのである。

ともあれ、その日暮らしの苦しみにあっても、村民は折々の行事をはじめとして(豊島執筆)、娯楽・旅行を積極的に自分たちの生活の場に取り入れ、力強く生き

続けてきた。また、隣りに湯治でにぎわう湯嶋を控えていることもあって、天下の絶景として名高い竹野浜海岸を訪れる文人墨客も多く、竹野谷の人々にも、何らかの影響を与えたことであろう。なお、この竹野谷では多くの神社をはじめ、真言宗・臨済宗・時宗・真宗の各寺院が、人々と深い繋りをみせていた。たとえば、真言では本末制度で竹野結衆の成立と変遷、檀家制度（日野西執筆）、時宗の興長寺に遊行上人も数度来訪し（根井執筆）、いろいろ遊行勸進者・宗教者も訪れ、芦谷の陰陽道触頭も特筆される（木場執筆）。

こうして、「浜・中・奥」と「三椒」を比較してみると、行政的地理的に異なった条件では、必然的に文化面において違いが生じる。旧気多郡の三椒村では、交通圏・生活圏・通婚圏もやはり現在の豊岡市や日高町と密接であった。この違いは、別冊の『民俗編』で竹野谷の物質的・社会的・精神的民俗を追求することで、よりはっきり証明されよう。

さて、時は流れ近世末となり、黒船の来航を迎えるが、これは長い日本の鎖国の眠りを喚起し、竹野谷の海岸も警備の一地带となった。そして、この山陰の一村にも国内外の情報が押し寄せ、近代化の道へと進んでいくのである。

なお、神社・村落・陸上交通・漁業などに関しては、あまりふれることができなかった。この点は、前掲の『民俗編』で幾分か補足されるであろう。

第一章 戦乱の終結

第一節 近世のあけぼの

青葉城落城と
秀吉の支配

但馬の戦国時代は、長い間、守護山名氏の勢力下にあり、その衰退とともに、在地土豪国人屋・太田垣・田結庄・八木などの国人衆であった。戦国末期には、山名氏と肩を並べるか、あるいはそれに代わる力を持ち、実質的な但馬の支配権を握るほどに成長してくる。

こうした状況下で、全国制覇をもくろむ織田信長は、永禄十二年（一五六九）、木下藤吉郎らの軍勢を但馬に進攻させ、生野銀山や諸城を手中に収めた。そして、天正五年（一五七七）には、再び第一次但馬征伐として、羽柴秀吉は、但馬の土豪国人勢力を平定し、同八年（一五八〇）には、第二次但馬征伐が行なわれた。この時、秀吉の弟秀長らは、山名氏の拠点であった出石城を攻撃して、ついに山名氏は滅亡した。

この時、竹野谷の青葉城と関係深い山名の四天王の筆頭で、執事的地位にあった垣屋一門も、秀吉軍と戦った。しかし、一門の中には降伏し、因幡に領地を与えられ命脈を保つ者や、最後まで戦い討ち死にする者などいろいろであった。青葉城主の垣屋豊統も、秀吉軍とよく戦ったが、降伏してしまった。この垣屋豊統の敗退は、秀吉の但馬征伐の仕上げであり、戦乱の終結であった（天正八年四月十八日、水生表での織田軍と竹野衆

〔青葉城主垣屋豊統〕の合戦〔山名氏政書状（古志文書）〕、天正八年六月十三日、宵田表での織田軍と竹野衆の合戦〔垣谷豊統感状（田結庄文書）〕『日高町史』資料編、『校補但馬考』人物・垣屋彈正。なお、轟地区の細田昌家には、青葉城主であった垣屋駿河守の子孫で、播州龍野の脇坂家へ入っている豊章・豊義・豊矩からの書状が九通伝わっている。

織田から引き継いだ秀吉は、今まで但馬に続いてきた支配者の伝統性と権力をすべて否定した。そして、秀吉の息のかかった大名の配置・太閤検地・刀狩りも行なった。こうした数々の政策とともに、近世という新しいあけぼのが近づいてくる。（『校補但馬考』年代第、二、正親町・後陽成）

第二節 近世開村の家々

細田家 轟地区の細田昌家は、へいしろう（平四郎）といい、代々大庄屋役を勤めるとともに、豪農で（轟）あり酒造業も営んでいた。細田家の当地への土着の様子を、『細田家系図』は次のように伝えている。

初代を永田と称し、摂州住吉大社の祠官であったが、大坂夏の陣に豊臣氏に付き、大坂城落城とともに、住吉大社も戦火を被り、出石へ落ちた。出石に止まること三年、のち、竹野郷青葉城籠宇堤ヶ鼻に移り住んだ。細田家の土蔵には、立派な住吉神を大事にまつており、正月などの大切な時に拝礼するという。それとはともあれ、この落ちてきた時、五男二女があったが、それぞれ分かれて轟・下塚・竹野方面にて創家した。永田平九郎・永田利左衛門・永田伊左衛門・永田善三郎は、皆祖みなを同じくする。また、家臣四人が住吉より随従してきたが、一人は出石で死亡してしまい、氏名は伝わらない。しかし、河原与市・河田孫兵衛・平田平七の三人

は連綿と伝わっている。三代の次左衛門は、在地有力者であった細田市郎右衛門の子女たねを娶った。故あって、細田家が断絶したので、たねの舅家の絶えるのを嘆き、細田家・永田家の双方と細田家の祭祀が絶えないことを期し、永田を細田と改姓した。こうして、細田家のもと寺坂にあったが、轟村の現在地に移り住み、初代の永田七郎右衛門（寛文二年四月没）より現当主昌氏まで十三代目であるという。

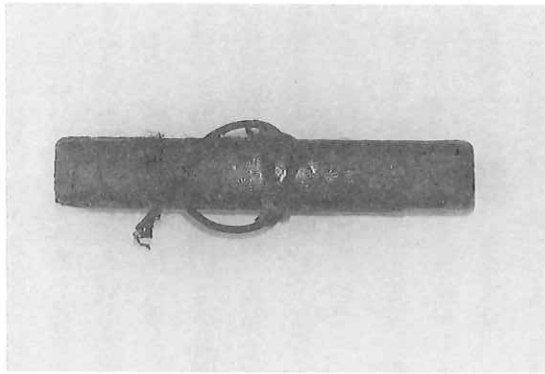
安谷家

芦谷地区の安谷清家は、ひょうごろう（兵五郎）といい、代々庄屋役とともに但馬・丹後の陰陽道触頭役でもあった。陰陽道については、第七章第一節「陰陽道の流れ」でふれるので、こ

こでは庄屋役としての安谷家の歴史を中心に述べてみよう。

『安谷家系図』・『安谷家系図・記録（写）』や『安谷家伝記・累代篇』などによると、その先祖は室町時代に活躍した但馬国の守護山名氏の被官であったという。初代山名義治は、兄の時義（円通寺開基、但馬国守護）との不和で、近江へ一族一門を引き連れ逃れ、その子の義親（安部森と改姓）まで当地に住した。しかし、孫の三代貞政の時に、円通寺二世大観禪師に従って、現在の芦谷に住した。時に至徳三年（一三八六）で、姓を元の山名に戻していたのを再び安部森あるいは森と改姓した。八代吉成は、元和元年（一六一五）郎党二人を連れ、大坂城（大坂夏の陣）に入ったが、ともに島津氏に捕えられ鹿児島に連れられた。その折、『太閤秀吉公御葬式行列記』を立花左近将監より借用して、書写し持ち帰ったという。そして、元和三年島津氏より釈放され帰国することになるが、途中京都の近衛家へ書状を託された。この『太閤秀吉公御葬式行列記』と、書状を入れてあった『文箱』^{ふばこ}は今日まで伝来されている（写62）。

また、十代政時は、円通寺大休禪師の依頼により、元禄九年（一六九六）忠臣蔵で有名な大石良雄の妻陸子



写62 鳥津氏伝来の文箱（芦谷・安谷清蔵）

の実家である、豊岡藩京極家老石束家（大休は、この石束家出身）の整理人の一人となった。また享保十一年（一七二六）、豊岡藩は嗣子しがないために断絶し、三万五〇〇〇石から一万五〇〇〇石に減封となった。このため石束家も、率先して整理をしたという。この時も、安谷家が関わったかは判明しない。なお、この政時の正保二年（一六四五）に現在の安谷と改姓した。こうして、近江へ落ちた義治から数えて現当主清氏まで二十代、至徳三年（一三八六）に現在の芦谷に戻った貞政からは十八代目であるとする。

富森家 須野谷地区の富森担より二家は（現住・豊岡市）、おおえ（大須野谷）家・大江）といい、代々庄屋役を勤めてきた。富森家について、

俗名富森彈正義永、応永十六年河内村随音寺開基仕年ニ付牌名等随音寺ニ御座候、其已来より相統より之由申伝へ候得共、応永より分明曆迄之年間相統之所一向相知レ不レ申候。

（「作恐奉達口上之覚 御勘定所宛、須野谷・富森担ニ藏 現住・豊岡市」）

としている。富森家の伝承によると、随音寺の中興開基の富森彈正義永は、山城国乙訓郡富森村（現・京都市伏見区）から当地に移住したという。その年月は詳らかではないが、明德三年（一三九二）の南北朝合一の前の乱を避けて移りきたという。応永二十年（一四一三）八月卒去した。しかし、ここでも述べているように、

この初代の義永から明暦の十代目の義清までの各当主の詳細な経歴は不明であるという。ただ、八代の一本之助義次について、『校補但馬考』（巻之八）に、永禄十一年（一五六八）七月十三日、美含郡青葉城主垣屋駿河守は、長弥次郎と家臣の富森一本之助を率いて、林甫城を落としたりとある。また、編者不明の『但州一覽集』

（森・細田昌伝
寺崎律復刊）にも、

長弥次郎駿河守カ臣富森一本之助、軍兵ヲ率シテ押寄テ林甫ノ城ヲ攻取、（中略）富森一本之助二百騎ニテ奈佐谷工攻入大原山ヲ焼払フ、（中略）富森長八聞ユケカゴル勇士ナレハ敵陣ヘ切入、多クノ敵ヲ討其身モ終ニ討レケリ、其外或ハ自害シ或ハ立退テ終ニ落城ス。

とある。当然これらの史料のすべてを信じ、うのみにすることはできないが、一つの参考となろう。

また、同様に富森家の伝承として、十代重左衛門義清は、大坂冬・夏の陣に、小出大隅守の軍勢として従者を伴って出陣した。その時の戦勝品として、長刀・霰かんす鑓子（茶がま）を持ち帰ったという（『富森家』）。なお、十一代五郎左衛門義休の二男佐太郎は、坊岡村中村氏の養子となり、以後富森三郎左衛門と改姓し（『富森家』）、大庄屋も勤める家となった。このようにして、応永二十年（一四一三）に卒去した初代義永から現当主担二氏まで二十二代目であるという。

富森家 椒地区の富森一雄家は、まどころ（政所まんところ）といい、代々庄屋役を勤めてきた。古文書も今日

（中村）まで多数所蔵しており、『日高町史』（上巻）にも多く引用掲載され、この地域の歴史解明に大いに役立っている。富森家は、

私共家之儀ハ椒はじまつてより相続、庄屋役も仕候様ニ申伝ヘ候得共、少シ成小百姓之儀ニ候得バ証拠ニ

成候様成物無^ニ御座^一候。尤、天正之帳面迄ハ所持仕候。村方百姓之内吟味仕候所、元和五年以前より相続候家、五郎兵衛、助太夫、与三右衛門此三人ハ元和以前より相続候様ニ相見へ申候。

(差上書控^椒
・富森一雄藏)

と、椒村がはじまつて以来相続しているという。そして、この土地に最初に土着した様子を、富森家の伝承では、先祖は昔(中世)福井右近太夫という武士で、京都からきたという。以後、

天正時分は彦^十郎と、高六石六斗五升位所持仕候、元和年中頃より五郎太夫と申、寛文よりハ谷右衛門と申候、享保年中より太良右衛門^(郎)と申候、唯今ニ太良右衛門と申候。

(同前)

と続く。こうして彦^十郎の次の代に、須野谷の富森家より養子を迎え、富森と改姓した(十代重左衛門藤原義清、二男太郎右衛門椒中村福井氏養子遣シ、爾来富森太郎右衛門と改号^{須野谷富森家系圖})。また、坊岡村の富森弥吉家から嫁を迎えたりして、天正年間の彦^十郎より数えて現当主一雄氏まで十三代目であるという。

開村の家々と村 これ以外にも、筆者の調査不足で、漏れた家々が存在するであろうことは充分考えられ、この点は御承知願いたい。

さて、こうした家々をみてみると、戦乱の終結から今日まで約四百年近い年月を、竹野谷の村人とともに脈々と保ち続けてきたことの重みは大きい。一つ一つの伝承の史料の裏付けはなくても、庶民の歴史の見本のよくなるもので、その家の歴史は村の歴史であり、庶民の歴史なのである。

祠官であった細田家は、大坂夏の陣の戦乱から、家臣ともども竹野谷へ落ちてきたという。また、安谷家は、秀吉によって滅ぼされた但馬国の守護山名氏の被官と称し、お家騒動により、近江国などへ移住する。再び竹野谷へ戻り、大坂夏の陣に郎党を連れ参戦するが、島津氏に捕えられ、鹿兒島へ連れていかれたという。須野谷の富森家は、明徳年間（一三九〇～九三）に南北朝合一の前の乱を避け、山城国から移住し、永祿年間（一五五八～六九）には青葉城主垣屋駿河守の家臣として戦っている。また、大坂冬・夏の陣にも小出大隅守の軍勢とともに出陣し、その時の戦勝品を今に伝えているという。いっぽう、椒の富森家も、中世に京都から落ちてきた武士で、小出大隅守三尹の位牌をまつり、その守護料が与えられている。そして、同族である須野谷の富森氏とともに、小出の軍勢として大坂の役に参加したと伝えている。

こうしてみると、近世開村の家々の伝承に、共通している点があることに気がつく。つまり、こうした近世の草分け的家々は、戦乱に巻き込まれた武士が浪人となり、各地を遍歴するうち、ある一定の土地に土着帰農したという例である。また、遍歴しないまでも、その土地の土豪（国衆）の敗残武士の帰農である。『出石町史』（第一巻）の「近世前期の出石」でも、「また、他地方から貨幣資本をもつてこの期に移住してきた商人・浪人らがある。但馬の大地主の中にはこのような伝承をもつ家をしばしば見受ける。伊佐新田や長谷沢新田の開発地主たちはこの例の中に加えられよう」と述べている。

ここに、その資力と元武士という地位を基盤として、草分け百姓となり、大庄屋・庄屋・陰陽道触頭という、村政上の役職を代々継承していく特権を有していくのである。

第二章 幕藩体制の成立と展開

第一節 国分けと変転する支配者

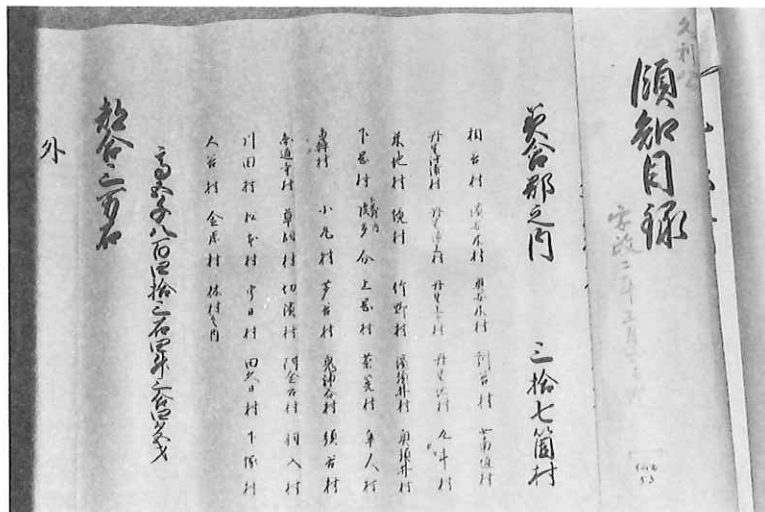
豊臣から 前章第一節の「近世のあけぼの」でみた豊臣政権確立以後も、但馬の大名の交代は激しかった。徳川支配へ 慶長五年（一六〇〇）関ヶ原の戦いののち、同八年（一六〇三）には徳川幕府が開かれた。そ

して、同十九年（一六一四）・元和元年（一六一五）の大坂冬・夏の陣で、こうした豊臣色の大名は総入れ替えとなり、徳川政権の近世幕藩体制が成立することになる。

徳川幕府も、諸大名の強化と反抗を抑え、幕藩体制を維持するため、大名の配置にはきわめて強い注意を払っている。但馬も、大体外様大名が分割領有されたが、全国有数の生野鉾山も存することから、直轄地（天領）・旗本領が複雑に入り組み、支配者もめまぐるしく変転した。以下、竹野谷の支配者をながめてみよう。

出石藩（外様）は、前章第一節のように、天正八年（一五八〇）羽柴秀吉が山名氏を滅ぼし、

部将青木勘兵衛尉秀以（ひつもと）を出石城主に封じ、次に前野但馬守長康が五万三〇〇〇石として入封した。しかし、文禄四年（一五九五）関白秀次事件に連座して、子景定とともに自刃（じじん）し除封となった。同年、播磨の龍野から小出大和守吉政が移封し、吉英・吉親・吉英（再封）・吉重・英安・英益・英長と続いた。しかし、元禄九年（一六九六）幼主英及（わかき）の急死により、小出家は断絶となった。同十年には、武蔵国岩槻領主松平伊賀



写63 領地目録 (安政2年3月5日、出石町・出石町立史料館蔵)

守忠徳(たのり) (のち忠周あき) が四万八〇〇〇石で移封したが、宝永三年(一七〇六)、信州上田の仙石越前守政明と国替えとなり、上田へ移封した。

上田から移封した政明は、五万八〇〇〇石を領し、以後政房・政辰・久行・久道・政美・久利と明治二年(一八六九)まで続いた(写63)。この間、久利の代の天保六年(一八三五)仙石騒動により、同七年三万石に減封された。
『恒馬出石代々御城主控』 芦谷・安谷清蔵、『出』
 (石町史) 第三巻・資料編I、『校補但馬考』。

竹野谷との関連では、小出家の断絶により、元禄十年(一六九七)三原村(豊岡藩京極家領)、段村(生野代官所支配)を除く村々は、前述の松平伊賀守領となり、宝永三年(一七〇六)には、国替えにより仙石家領となった。そして、代官所の所でもふれるが、天保七年(一八三六)には仙石騒動による減封で、段村を除く竹野谷の村々は、久美浜代官所の支配となった(図40)。しかし嘉永五年(一八五二)には、この召し上げになった村々の大部分(林村の南側九軒を除いた林村の大部分と金原以北)が返却された(図41)。

豊岡藩 豊岡藩（外様）は、前述のように天正八年（一五八〇）、羽柴秀吉が但馬を平定し、部将の宮部善祥坊継潤に領せしめたのがはじまりである。以後、木下助兵衛尉重堅、尾藤久右衛門尉知定、明石左近助則実、福原右馬助直高と転々と領主が変わった。慶長二年（一五九七）、杉原伯耆守長房が豊後国杵築城主から移封され、三万石を領知していた。

図40 天保8年天領（久美浜代官）の組分け（1837）

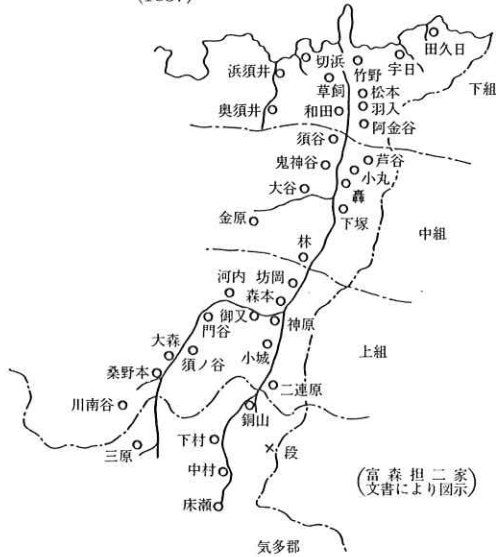
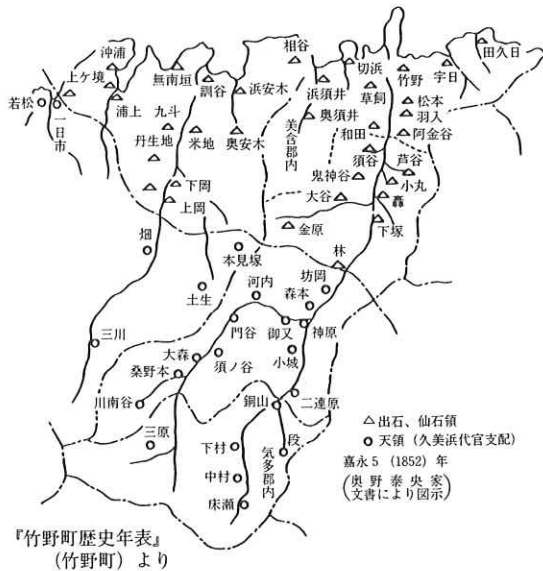


図41 竹野谷、嘉永5年出石領と天領の配置



三原村は、慶長九年（一六〇四）この長房の支配地であった（『両谷領高村之覚』「但州村々法度五人組帳」元禄九年ごろ、椒・富森一雄蔵、日高町史」上巻）。そして、重長・重玄と三代続いたが、絶家となった。そののち、しばらく天領となったが、寛文八年（一六六八）京極高盛たかもりが三万五〇〇〇石で丹後国田辺城から移封し、以後高住・高栄・高寛・高永・高品・高有・高行・高厚と明治二年（一八六九）まで続いた（享保十一年、一万五〇〇〇石に減知）。

いっぽう三原村は、寛永四年（一六二七）宮城主膳正豊嗣領となり（『日高町史』「日高町」、同二十一年（一六四四）同家が絶家除封により天領となり、京都郡代の支配となった（『日高町史』「日高町」）。そして、寛文八年再び前述のごとく、京極高盛の豊岡への移封とともに豊岡藩領となった（『日高町史』「日高町」）。

小出家 小出家は、和泉国岸和田藩、但馬国出石藩の城主であった。慶長九年（一六〇四）小出秀政が

陶器藩

死亡すると、長男吉政が岸和田藩に移り、出石は吉政の長男吉英が継いだ。この時、吉政は岸和田と出石からそれぞれ五〇〇〇石ずつを割わって一万石とし、弟秀家に与えた。しかし、秀家には子がいないので、弟の大隅守三尹を養子として、和泉国陶器かわつけとうぎに陣屋を置いた。これが、陶器藩（外様）小出家の創設である。以後、有棟（寛文八年）・有重（元禄六年）と続いたが、重興に嗣子がなく没したため、元禄九年（一六九六）断絶した。

出石の五〇〇〇石は、気多郡十カ村と、美含郡二八カ村で（『両谷領高村之覚』「但州村々法度五人組帳」元禄九年ごろ、椒・富森一雄蔵）、須谷村に奉行所（代官所）を置き統治した（現在、轟の蓮華寺に存する旧大聖院の門は、奉行所の門という。「蓮華寺縁起」、「校補但」 42、写64）。初代の郡代（代官）として、熊田角左衛門（蔵）、沢庵和尚書蘭（一巻）三巻、須谷・円通寺蔵（馬考）、「日高町史」 上巻 図 42、安右衛門（下巻）、兵庫県神社誌（兵庫）、寺川玄蕃（阿金谷・細）、猪伊左衛門（中村別地之事）、真享三（一）、一柳吉左衛門（蓮華寺鎮守）

壹ヶ所三畝

壹ヶ所一畝 但古来ヨリ之通

壹ヶ所三畝

右為 二位牌一附遣之所 仍而如レ件

小出大隅守郡代

猪伊左衛門(花押)

貞享三年丙寅二月日

椒 谷右衛門殿

さらに、次のような話がある。阿金谷地区の細川利輝家の先祖に、名人といわれた獵師がいた。寛文・延宝年間(一六六一―一八〇)、郡代の寺川玄蕃が、雁がんが三羽飛んでいるのを、鉄砲(種子島、現蔵)で撃つてみるように命じたが、彼は見事に一発で撃ち落としてしまった。そこで、褒賞として畑と山林を与えらるというお墨付きをもらっている(阿金谷・細川利輝文書)。

生野代官所

代官は、幕府の直轄地(天領)を支配し、勘定奉行に属した。幕領の年貢徴収など財政・司法を主務しゆむとし、民政全般を担当した。但馬では、久美浜代官所とともに生野代官所は幕藩体制の

重要な中核となった。同所は、天正六年(一五七八)、織田信長が但馬攻略後に生熊左兵衛尉を任じたのがじまりで、羽柴秀吉も代官を生野へおくった。生野の場合は、特に銀山と強いつながりがあり、江戸幕府も慶長五年(一六〇〇)に間宮新左衛門を奉行に任じ、銀山の経営・管理に当たさせた。のち、享保元年(一七一

六) 奉行所から代官所となった。なお、『校補但馬考』(地方長官、代官)には、永禄十一年(二五六八)から慶応四年(一八六八)までの歴代の代官一覧が記されている。

竹野谷とのつながりは、慶長十九年(二六一四)、陶器藩小出家領の段村(須谷奉行所支配)の金山が、幕府の上知(召し上げ)となり、生野奉行間宮新左衛門支配となった(但州気多郡根之内段金山之事「生野史」校補、鉾業編 太田虎一著 柏原儀作校補 参照)。元禄九年(一六九六)、前述の陶器藩小出家が断絶し、須谷代官所が閉鎖され、所領は暫時生野奉行所の支配となった(旧小出大隅守領上知生野代官所領通達書「庄屋月番御用勤方」)。また、享保十五年(一七三〇)三原村が生野代官所の支配下となり(馬考「校補」)、さらに、宝暦十年(一七六〇)久美浜代官所へ移ったが(日高町史「上巻」)、天保九年(一八三八)再び生野代官所支配となり(史「上巻」)、めまぐるしく支配者が変わっている。

久美浜 久美浜代官所のはじまりは、享保二年(一七二七)京都府加佐郡波美村(現・大江町)に仮陣代官所 屋が置かれ、同四年与謝郡日置村(現・宮津市)へ移され、同七年熊野郡の久美浜湾口の湊宮へ、さらに同二十年(一七三五)に、同郡久美浜へ移った。なお、『京都府熊野郡誌』(野郡役所)に元和八年(一六二二)から明治四年(一八七二)までの歴代の代官一覧が紹介してある(須谷地区の円通寺の庫裡は、久美浜代官所の建物であったという)。

竹野谷との関連では、宝暦十年(一七六〇)三原村が久美浜代官所の支配地となり(史「日高町」上巻)、天保七年(一八三六)十一月には、出石藩の仙石騒動のため減封となり、段村を除くすべての村々は久美浜代官所の支配地となった(録「細田平四郎忠平」森・細田昌藏)。そして、同八年には、竹野谷の村々を下組・中組・上組に分け、各組に「総代」を置いた(同前「忠平録」、「御上知、養父郡、気多郡、美含郡村の規」)。また、同九年には、三原村は久美浜代官所支配から生野

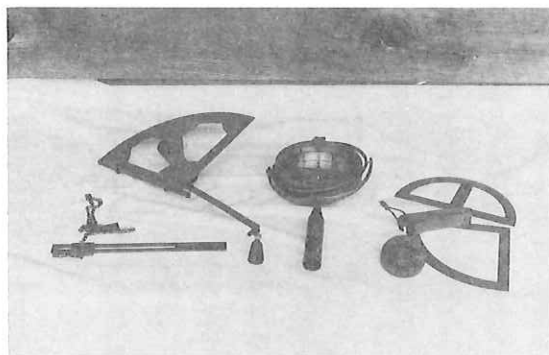
代官所支配となった（『日高町史』上巻）。なお、嘉永五年（一八五二）に、異国船の多くの来航による海岸防備のために、天保七年（一八三六）に召し上げとなった竹野谷の内、林村の南側九軒を除いた林村の大部分と金原以北の村々は、出石藩に返却された（『分類出石藩御用部屋日記』出石町、『林村』、『土地反別帳写』嘉永五年、林・河原武男蔵）。

その他の支配者として、元禄十一年（一六九八）段村は、旗本八木勘十郎の領地となり（『日高町史』上巻）、享保十一年（一七二六）三原村が天領となるが、大坂谷町代官平岡彦兵衛貞慶が豊岡藩旧封地の天領分を支配した（『豊岡誌』豊岡町後場）。同十二年、湯島代官所が新設され、三原村はこの支配下に属したが、この代官所は二年で廃止された。

第二節 藩の民政

検地と彦左衛門の義挙
後節でもふれるが、藩の財政つまり武士の生活を支えるものは、農民の上納する年貢であった。それは、米

穀を中心とした藩財政であるから、毎年一定の決まった米の収穫高を得ることは、もつとも重要な民政であった。それゆえ、村をしつかり把握し、年貢徴収と農民支配を強化するため、検地が実施された（写65）。これには、幕令で行なわれたものと、各々の藩が独自で行なうものの二手があった。



写65 検地要具（小方儀・分度・規〈ブンマハシ〉、轟・細田昌蔵）

表27 竹野谷各村々指出帳にみられる『御水帳』所蔵状況

① 『但馬国美合郡金原村指出帳』(宝永3年〈1706〉7月、金原区蔵) ◎御水帳(慶安3年〈1650、小出大隅守)
② 『但馬美合郡森村指出帳』(宝永3年〈1706〉7月、森・細田昌蔵) ◎御水帳(慶安3年〈1650、小出大隅守)、寛文4年〈1664、役人)、延宝7年〈1676、役人)、貞享4年〈1687、役人)、元禄2年〈1689、役人)、元禄6年〈1693、役人)
③ 『但馬国美合郡浜須井村指出帳』(宝永3年〈1706)、浜須井・奥野泰央蔵) ◎御水帳(延宝4年〈1676、役人)
④ 『但馬国美合郡芦谷村指出帳』(天保7年〈1836〉11月、芦谷・安谷清蔵) ◎御水帳(元禄10年〈1697)、天明6年〈1786)、文政4年〈1821)
⑤ 『但馬国美合郡須野谷村差出帳』(宝永3年〈1706〉7月、須野谷・富森担二蔵、 現住・豊岡市) ◎御水帳(慶安3年〈1650、小出大隅守) 式拾九年以前午八月二盗人ニ被取申候而無御座候)
⑥ 『但馬国美合郡須谷村指出帳』(仮題、宝永3年〈1706〉7月、須谷区蔵) ◎御水帳(慶安3年〈1650、小出大隅守)、寛文4年〈1664、役人)、延宝7年〈1679、役人)、元禄2年〈1689、役人) 元禄16年〈1706、松平伊賀守)
⑦ 『但馬国美合郡切浜村指出帳』(天保7年〈1836〉11月、切浜区蔵) ◎御水帳(慶安3年〈1650、小出様御改帳)

これは村単位で行なわれ、村内の小字こまきを確認し、田畑・屋敷に竿縄を入れて反別を改め、土地の品などを決め、石盛をつけ石高をさだめた。一地一作人を原則とし、一筆ごとに『検地帳』(水帳)に名請した(表27)。また、こうした検地帳に基づいて、村役人が租税納入・村入用などの賦課のために作成したものに『名寄帳』がある(「椒村名寄帳」元和十年(一六二四)・慶安三年(一六五〇)・享保七年(一七二二)・宝暦十二年(一七六二)・明和三年(一七六六)、根・日高町史上巻、根・富森一雄蔵)。

この検地が、全国的統一により徹底した方法で行なわれたのは、天正十年(一五八二)にはじまる太閤検地である。竹野谷関係で最初に出てくる史料として、天正十九年(一五九一)六月十五日の『田畑御年貢控帳』(林村・有末兵助旧蔵、京都市・壬生孝亮蔵)である。これには、「但州様御檢知御改帳代谷喜三郎内 飯田佐助 太郎五良分 一、三十二筆 計九石一斗五升九合」と記されている。また、椒地区の富森一雄家に、年代不詳で前欠の

『差上書』がある。それに、「天正之帳面迄ハ所持仕候」と記された箇所があり、椒村でも天正の検地が行なわれていたことがわかる（於ける椒村の歩み、庄屋の文書に）。なお、慶安三年（一六五〇）には、小出大隅守有棟の須谷領の検地が行なわれた（『慶安三年庚寅八月御検地御改、太郎兵衛分』（林村・有末兵助旧蔵）、『編纂室雜写史料』、須谷村名寄帳、慶安三年、須谷・谷垣伝右衛門蔵）。

検地に関しては、領主と農民にとっては死活問題であったため、しばしばトラブルを生じ、百姓一揆をおこす例もあった。

竹野谷でも、松本地区で次のようないい伝えがある。江戸の中ごろ、出石藩の検地で、村の申し合わせで、検地竿の縄をすこし緩めたのがのちに発覚した。庄屋の彦左衛門が、一人罪を引き受けて、十二月二十日に打ち首の刑に処せられた。村人たちは、彦左衛門の処刑を悲しみ、そのちは元旦の正月札を遠慮して、二日にしない、元旦には金亀院で供養札を営むために参っているのだと伝えていた（松本・大本本浅遺談、竹野郷外史）。しかしこの伝承は、同一山の両界院でも、一日に羽入・阿金谷・松本地区が参っており、特別の事例ではない。ただ、この伝承の中に、もと正月には祖霊供養的要素もあったことを示していると考えられる。

年貢収納

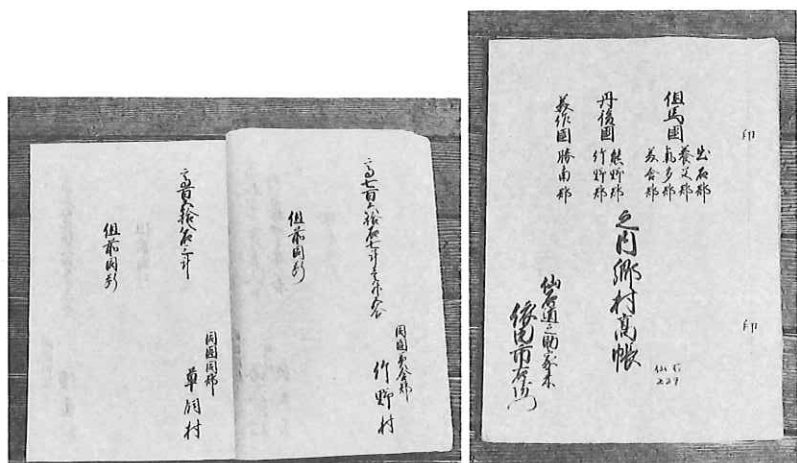
このようにして検地によって、一村ごとの土地台帳ができ、年貢諸役の負担が義務づけられた年貢収納（写66）。毎年の年貢収納法として、検見法（検見取法）と定免法の二つの方法が行なわれた。検見法は、毎年稲穂（毛）の実り具合を検査し、その年の豊凶によって租額を決定する方法である。内見・小検見・大検見の順で行なうのが原則であった。

竹野谷にも、時々検見御用として役人がきている。一例をあげると、天保十二年（一八四一）八月十三日、久美浜の「御代官様下竹野組御検見被し遊候、轟・下塚・林右三ヶ村御手代様御出なり」（録、轟・細田昌蔵）とある。

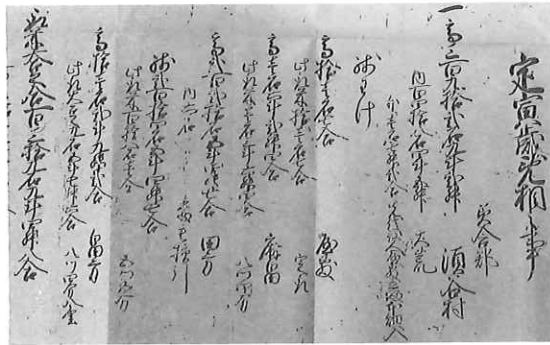
しかし、この方法は、農民と役人との間で、贈賄など行なわれ不正が目立ち、また毎年実施するてまのわりには、一定の年貢が入らず、計画的藩財政の運用が困難であった。そこで、享保の改革の一環として、定免法が採用され、検見法に代わり全国に普及した。これは、過去数年間の収穫量を平均して租率をさだめ、原則として一定期間中は豊凶に関係なく定率の租税を収納させる方法である。ただ、大凶作などの年には、村の申請で検見を実施し、年貢の減免があった。こうして、一定の年貢が毎年入ってくるようになり、藩の財政も確立されるのである。

ともあれ、こうして決定された年貢は、「何歳免相之事」(写6768)という徴収令状が村ごとに通達される。免相とは、石高に基づいて貢租を賦課する率で、村にかかる年貢のすべてが記されている。つまり、田畑にかかる正租(本途物成)の他に、雑租といわれる田畑以外にかかる租税である小物成・高掛物・国役・夫役であった。

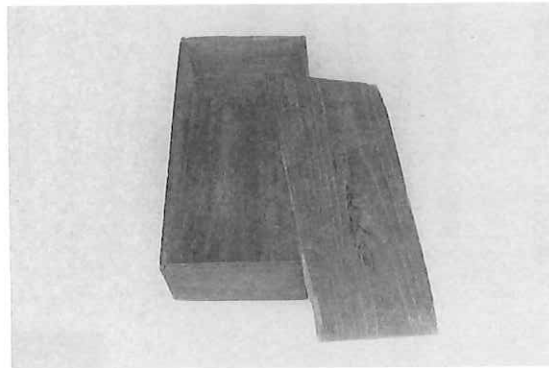
年貢は、現物・金銀銭をも包括して物成ともいい、その基



写66 『但馬国、丹後国、美作国之内郷村高帳』(出石町・出石町立史料館蔵)



写67 『定寅歳免相之事』（須谷区蔵）



写68 庄屋御免状箱（宝暦9年正月、写真67の免相之事を入れておく箱、椒・富森一雄蔵）

本は水田の米で、収穫高の四
 六割が収納された。

こうした免相状が、時々江
 戸初期から幕末まで残ってい
 る場合がある。須谷区有文書
 に、元禄九年（一六九六）か
 ら慶応三年（一八六七）まで
 の一七一年の間に、三二年間
 以外ほとんどの年が連続して
 保管されている。このように
 して、村として年貢をまとめ
 領主に納めるが、一度にまと

めて納めるのではなく、多くの場合は、何回かに分割して出した（仮の請取書となる「小手形」を出した）。
 そして、年貢は輸送されるまで、村内に設置された村共有の穀倉である御蔵（御蔵屋敷）に一時的に保管され
 た（写69）。寛政四年（一七九二）十二月の切浜村の『子年御物成上納通』（皆済、切浜・浜田 恭治郎蔵）にも、「郷蔵有」
 と数カ所出てくることからわかる。また、

郷蔵 二軒 中村 宝永三年

下村

右ハ庄屋之屋敷内ニ御座候。

長二間、横一間半、但かやふき也。

〔但馬国気多郡根村差
出帳〕根・富森一雄蔵

郷蔵 沓ヶ所 堅式間 文久元年七月

横沓間半

右者村持郷蔵庄屋五左衛門持地之内取立居申候、但し民家より拾間

斗離取立有レ之候。

〔御用控〕安政六年、須野谷
・富森担二蔵、現住・豊岡市

とみられる。他に、現存の指出帳などから、鬼神谷村・切浜村・須谷村・芦谷村・金原村・須野谷村・浜須井村・轟村・中村・下村の各村に存したことが確認できるから、ほとんどの村にあったのであろう。

さて、こうした年貢米の納入方法であるが、私領と天領（生野・久美浜代官所）、旗本領などの支配者によって、それぞれ異なった。米納の村や銀納の村、年代によって米納や銀納、また同じ村でも米納と銀納の二本立てで行なわれた例もあって、さまざまであった。しかし、運搬や貨幣経済の浸透により、次第に米納から銀納へ移行していった。

宝永三年（一七〇六）、出石藩主松平伊賀守忠徳が信州上田へ、上田から仙石越前守政明が出石へそれぞれ



写69 郷蔵（浜須井・元庄屋、奥野泰央家）

国替えになった。その時の竹野谷の『指出帳』をみると、

椒村

御年貢米儀、他所へ少も出し不_レ申、毎年御直段^(直)を以銀子上納仕来候。

浜須井村

御年貢米之儀、若州などニ御廻し被_レ遊候時分、丹生沖浦迄ハ百姓廻り申候御事。

須谷村

御年貢米、竹野浜出シ道三拾丁、其内少シも丹生出シ御座候へハ、浜村^{ぶら}の丹生迄舟路三里余、舟ちん壱石ニ付米壱升宛出し申候。

轟村

御年貢米、竹野浜出シ陸道壱里余、若丹生出し少も御座候得者、浜村^{ぶら}の丹生迄船道三里余船賃石ニ付米一升。須野谷村

御年貢米之儀、陸道丹生道三里沖浦村御藏迄海上半道、運賃何ヶ入用石ニ付八合宛百姓出シ申候、沖浦村ニ而渡シ其後百姓構無ニ御座一候。

金原村

御年貢之儀、陸道竹野浜村へ二里、百姓持出し竹野浜村^{ぶら}の丹生沖浦迄海上三里、運賃并藏敷壱石ニ付米壱升五合ツ、百姓出シ申候、沖浦ニ而相渡し百姓構無ニ御座一候。

となっている。この中で、椒村だけが銀納で、他の村はすべて米納であることがわかる。椒村の場合は、生産



写70 『申御年貢皆済目録』(芦谷・安谷清蔵)

量もすくなく、交通が不便であったためであろう。

こうした年貢は、竹野浜まで運ばれ、そこから丹生の沖浦(柴山港)の出石藩の蔵屋敷(御積所)まで船で運ばれた。そして、領内の集められた年貢米は、廻船で大坂の蔵屋敷へ輸送されたのである(第四章第三節参照)。この沖浦までの運賃は、農民が負担しなければならず、だいたい一石につき米八合から一升五合ほどであって、それ以後のことは農民の責任にはならなかったとしている。

ともあれ、ここではまだ米納が大勢をしめているが、時代の流れとしては、前述のように銀納が主流になっている。そして、御蔵の役割も年貢米の保管から、飢饉や凶作時の備荒貯蓄として、非常救済の機能を中心となっていた。また、貸し付け用の貯穀倉として利用された場合もあった。史料にもみられるように、村役人の屋敷内に付置・管理され、除地とされることが多かった(竹野谷の場合は、すべて庄屋屋敷内である)。こうして、民家の火災などの類焼に遭わないように離れて建立され、保管時には毎夜不寝番をつけて警戒にあたった。

これが全部完納すると、「御年貢皆済目録」(写70)という請取証を村役人へ渡した。しかし、年貢が完納されるまでは、米の他村への持ち出しや、貸借・返済も禁止された。

地方知行制^{じかちりょうぎ}

江戸時代の藩士は、「蔵米取り」と称し、城下に住み藩主より俸禄として扶持米が給与されてきた。しかし、古い形態として、藩主から地方に年貢の徴収権を認めた支配地、知行地をあてがわれた。つまり、禄に相当する土地が給付されたのである。これを「知行取り」（地方取り）というが、これが次第に蔵米取りになっていくのである。これについては、『出石町史』（第一巻）が詳細に紙面をさいてふれているので、竹野谷と関係づけながら簡単に紹介してみよう。

さて、出石藩の小出家時代には、この知行取りが残り、元禄九年（一六九六）の断絶まで続いた。そのうち、宝永三年（一七〇六）信州上田から移封した仙石家は、旧領でこの地方知行制をとっていたので、寛政十年（一七九八）海岸防備に農民を動員する目的でこれが復活したという。そして、天保七年（一八三六）仙石騒動で減知となり一時中断するが、安政元年（一八五四）再び海岸防衛体制の強化のため復活された。寛政十年（一七九八）正月、「二百石以上御知行村割名寄帳、椒四ヶ村、仙石内蔵介様」^{〔御公用覚帳〕}（椒・富森一雄蔵）と、他の九カ村とともに指定されている。

なお、こうした知行地は、「知行付と手当方の二種類の百姓があり、知行付はいわば専属農民であり、手当方の百姓は補充的で知行米の収納不足などの場合に軍夫役等の賦役につき人夫入用高に応じて労役が割当てられた」^{〔史の上巻〕}とあるように、「知行付」と「手当方」があつて、この人選を神籤で行なった^{〔天庄屋手控〕}（椒・富森一雄蔵）。

右之通關札仕、奉二氏神江一候上、關取当候人別奉二書上一候、以上。

美合郡御又村庄屋

文化三年寅三月

治郎太夫[㊦]

井上長兵衛様

本 太 夫 印

四郎右衛門 印

と、藩士井上長兵衛が、御又村などの三カ村に知行地を与えられている。『村方へ申談口達書』(椒・富森)にも、

(「御知行付御百姓人別書上帳」井上美寿恵蔵、『出石町史』第一卷)

一、村役人ハ其村一統へ遣シ候義ニ付、鬮之人別ニ入不レ申候事。

一、其村にて高多に持候ものは、村役人にも准候儀ニ付、一村にて耆人つつ鬮之人別不レ入レ申。

一、手当方百姓は、知行付、百姓収納不足の処を上納、軍役之節右の内より其節の人夫入用、高ニ応し相勤可レ申候事。

ともある。また、文化五年(一八〇八)六月の椒地区、富森一雄家文書によると、

仙石内蔵允様夫人足五人御割合

(中略)

仙石造酒之助様夫人足四人の割合

(中略)

(「仙石内蔵允様夫人足之覚」椒中村控へ)

と、有事の時の夫人足徴発の史料がある。この年貢徴収、人夫の事務などは、藩の役人によって行なわれた。

以上のように、「地方知行制」の復活は、富森家の『通達文書』(仮題、午五月)にも、「庄屋共儀ハ、何れニも御役所へ脇差帯し罷出可レ申候事」「親子の親の主従の縁ニ習ひ、上下共ニ其力を得」るなどとあるように、

海防の問題ともからみ、「士農一体」を基盤としての農民支配の強化であったといつてよいであろう。

第三節 藩の財政

藩 財 政

諸藩の財政は、農民の上納する貢租によって維持されていた。つまり、米穀中心の藩財政であったので、新田開発などが行なわれても、おのずから限界があり、歳入の増加はすくなく、固定化の傾向となってくる。いっぽう、歳出は頻々と増加し、次第に諸藩は赤字財政の様相を濃くしていく。

出石藩も、寛政ごろ（一七八九〜一八〇〇）はまだ余裕があったが、十八世紀初頭から赤字が恒常的となり、十九世紀に入ると、一層深刻化した。これは、仙石家の存立を揺るがす事件にまで発展してくる。つまり、かの有名な「仙石騒動」も、こうした窮乏財政の立て直しをめぐる、重臣たちの主導権争いであったとされている（『出石町史』第一巻）。文化八年（一八一二）江戸藩邸の焼失、同十三年（一八一六）上野本坊（寛永寺）の普請手伝いなどの多額の臨時支出。そして、格式維持のための膨大な支出とともに、頻発する災害・凶作・不作は、一層財政を窮地におちいらせた。文政二年（一八一九）には、六万両の借金（『出石町史』第二巻）が、同十年（一八二七）には、一九万五〇〇両にも増えている（『同前』第三巻）。ちなみに、藩主の一カ年の入用金は「六〇〇〇両」、参勤交代にかかる経費が、一回に「八九二両」（『分類出石藩御用部屋日記』）というから、当然なことである。

藩 札

こうした財政窮乏救済のために、領国内で幕府の許可をえて、藩内通用として、幕府貨幣との兌換を原則とした藩札（紙幣）を発行した。これには、金札・銀札・銭札・米札などがある。

諸藩は、幕府貨幣の準備が充分でないうちに強引に乱発したので、藩札の相場が下落し、経済混乱の原

因ともなつた。出石藩では、延宝二年（一六七四）若狭屋八右衛門という者が、藩の許可をえて銀札を發行し、その最初の札元となつた。

文政二年（一八一九）十二月の銀札切手發行について、次のような触れが出ている（竹野・福田
敏雄蔵文書）。

一、今般御領分中、左之通銀札御切手被_レ仰出_一候間、御承分之上可_レ被_レ致_二通用_一、尤御上納_二差上候義相成_レり候得共、正銀_二引替候義_ハ、相成_レり不_レ申候間、左様御心得可_レ被_レ申候、以上。

一、今般御領分中、為_二融通_一、左之通銀札切手被_二差出_一候間、銀札_二取交無_レ滞可_レ致_二通用_一候、尤、七ヶ年目_二正札_二引替可_二相渡_一事。

一、拾五匁

一、貳拾匁

一、三拾匁

一、五拾匁

一、百匁

右之通、村々御承分可_レ被_レ致候、以上。

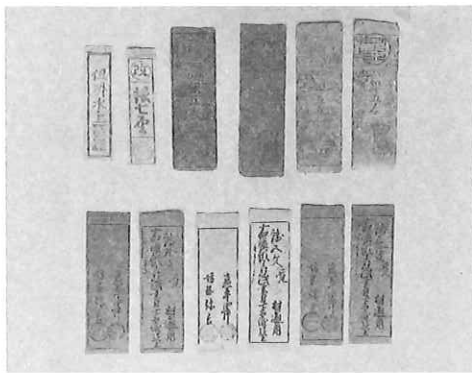
文政二卯十二月二十日 大庄屋所

文政三庚辰年 御郡奉行

一、銀札拾五匁也御勘定所詰

此切手七ヶ年可相用
來戌年正札可引替也

御勘定奉行



写71 竹野谷通用切手（藤・細田昌蔵）

とある。

なお、安政三年（一八五六）には、椒村通用の銭切手（銀一分・七厘・五厘・三厘、総額一六七匁七分、二八〇六枚、『銭切手仕出控』椒通用
組合千葉市・安田達蔵）が発行され、写71のように、竹野谷通用銭切手も、轟地区の細田昌家に蔵されている。

御用銀

いっぽう、諸役所経費の節約や、上は藩主・武士から農民・町人に至るまで、儉約令をたびたび出している。また、藩士の祿を借り上げる「上げ米」を実施した。これは、藩士に対し代償を与えず、俸禄の一部を献上させるもので、事実上の減俸であった。また、後述するように、「産物会所仕法」として、藩内の産業を興し国産品を増やし、産物会所を中核として専売制を実施し、その利益を独占するという産物政策もできた。しかし、これでも不足で、富豪から「御借銀」として借上銀の上納をうながしたり、「御用銀」と称し、御用商人・大庄屋などから、強制的に賦課金を徴収した。竹野谷でも、享保十四年（一七二九）六月十九日、坊岡村大庄屋弥吉・林村小庄屋孫太夫・竹野浜村小庄屋八郎右衛門などは、領内の名主・大庄屋・小庄屋・御用達などとともに、城中の対面所に召し出された。そして、藩主仙石政房みずからが、御用銀の依頼をしたのち、料理の接待にあずかった。

その内容は、これまで御用立て銀として借り受けた銀の返済延期をし、新たにまた二一六貫匁余を上納してほしいということであった。しかし、いままでの借りたものも返済せずに、新たに御用銀を賦課してきたことには、弥吉も納得できなかったようである。それでなくても、今年は大風雨のため、三〇〇〇石の損失となっている。弥吉は、藩役人に切々と不満を述べているが、返済延期は結局強行された（『出石町史』第一巻、『享保年中御』『勝手方覚書』一・三、出石神社蔵）。

また、文化十三年（一八一六）五月から六月にかけて、坊岡村大庄屋三郎右衛門・小城村御用達善右衛門・御又村郡中惣代次郎太夫など、領内の名主・大庄屋・小庄屋・御用達・郡中惣代を、前回同様城中に召し出し、五〇〇貫匁の御用銀を依頼している。弥吉も、「上と下」の関係であるから、どう仕様もないがと述べているように、庶民の苦しい犠牲のもとに、藩主・武士の生活・体面が保たれたとしなければならぬ。

産物会所

年代が判明しないが、轟地区の細田昌家に、美含産物会所の『規定』（辰十月）がある。それに、「生糸・苧麻類・海草類・素麵・紙類・魚類・網漁」などは、沖浦会所へ持ち出して売り買ひすること。「松板・杉板之類・樽木・炭・割木」などは、藩が直接買ひ上げる。「薩摩芋」は、許可の上売り買ひすることなどのお触れが出た。この沖浦会所のある柴山港は、但馬海岸の良港で、出石藩の御積所（蔵屋敷）もあり（第四章第三節参照）、大坂への年貢米の輸送とともに、国産物の取り引き・輸送も行なわれたのであろう。また、この中で、炭は「東組者、芦谷村江持出之上御買上候」とあるのは、交通の要所であった芦谷村が一つの中継点となっていたのである。

弘化三年（一八四六）十一月朔日、「国産品は産物会所にて交易の儀に付き触れ」（〔分類出石藩御用部屋日記〕）が出ているように、産物会所は国産会所ともいう。江戸時代中期以降、諸藩が領内の特産物を国産に指定し、その奨励をはかった。そして、他国の利益とならないように、鑑札を受けた仲買商人により産物会所へ集荷された。なお、前掲史料のように、藩自身が直接買ひ上げることもあった。こうして、流通を押えその利潤の一部をとることが目的で、きわめて独占的なものであったが、藩財政の一助となった。

第四節 村を治める役人

郡奉行・地方役・代官
さて、村の農民を治めるのは、各大名の私領であれば藩主であり、天領であれば代官である。天領代官は、第一節で紹介した通りであるが、出石藩の村を治めるおもな役職をあげてみよう。

これには、郡奉行―地方役―代官じかたがあげられ、郡奉行から代官へという縦割りの支配関係である。小出家・仙石家・京極家（豊岡藩）とも、大体近似したものであった。『出石町史』（第一巻）でも記しているように、郡奉行は町奉行に対して農村を管轄する最高の役職である。地方役・代官は、郡奉行のもとで第一線にたつ実務職で、特に年貢徴収が重要な職務となっていた。この外、郡目付・下目付・免定頭・平勘定・郡組などが、地方文書じかたにみられる。

藩役人 後述する第六節の「巡見使・藩主の来往」とは別に、藩役人・天領代官所役人などの出郷即ちの出郷 見分・見廻り巡村が時々あった。たとえば、天保二年（一八三一）七月二十日、出石藩「地方御役芦沢新助様并御小役高橋代助殿御草履取右御見廻与して御巡村」（御公用日記）として、二十日坊岡村・森本村で宿泊、二十三日金原村で昼休みをしている。また、八月二十九日にも御取締依田喜兵衛等上下三人が美含郡を見廻り巡村中、昼休みを轟村でとっている（『同上』）。

こうした藩の役人たちの見分の目的は何であったのか、竹野谷の事例をすこし紹介しておこう。

(1) 享和元年（一八〇一）二月二日、地方役の竹村大助・永井左右馬等上下七人が「普請所」見分に来村（御公用日記）、(2) 文政十二年（一八二九）八月十六日から二十日まで、美含郡内の「地損普請所」を見分、二

十三日には切浜村に着き、下竹野村々を見廻った（『御公用日記』、森・細田昌藏）、(3)同年の九月十三日から十五日にかけて、同上九人が轟村・下塚村の「凶作田、悪稲」を見分（検見）に来村した（『同上』）。また、年は未詳であるが、十一月十八日に出石藩の多田源太夫が「竹木」見分のために、松本・羽入・阿金谷・須谷・鬼神谷・轟の各村を巡村している（『先触』、同上）。

以上のように、いろいろな地損（耕地に適さない土地）や、普請所の見分、災害などによる稲作の見分である。つまり、藩にとって一番大事な財源である、米の収穫にかかわることに主眼がおかれるのは当然のことであろう。また、定期的なものとして「検見」（第二節参照）・「宗門改め」（第五章第一節参照）もあつた。

なお、『願上書控』（竹野・福田敏雄蔵）の文化十一年（一八一四）九月の「奉差上御宿証文之事」には、

青木与惣様、水原九郎兵衛様御上下八人、右ハ浦手御見分ニ御出郷之節、九月二日昼夕三日朝迄御泊り御

宿被ニ 仰付ニ候得共、兼テ被レ為ニ 仰付ニ候通り、一汁一菜御酒一切出し不レ申候、為ニ後日之一御宿証

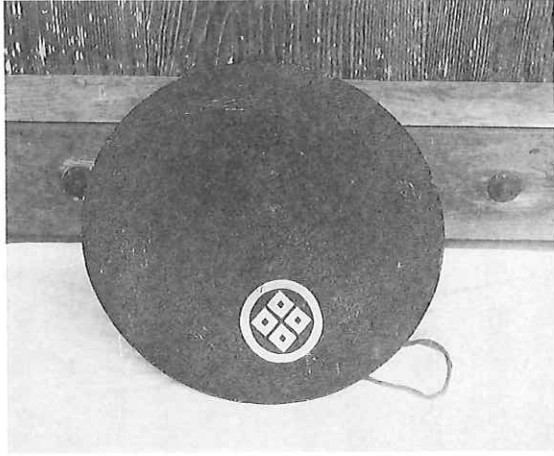
文 仍而 如レ件。

とあるように、藩役人の出郷に行き過ぎた接待をしないことを誓った宿証文を提出するほどの念の入れ方である。これは、藩財政の苦しさで、農村の困窮による儉約令の一つの現われで、そののちもたびたび布令されている。

第五節 村のしくみ

大庄屋組

大庄屋は、前節でふれたように、郡奉行―地方役―代官（じかた）という地方役人の指揮下にあつて、地方行政にあつた村役人の最上位で、いくつもの村の庄屋を管掌した。下に、大庄屋格（相当）、



写72 大庄屋使用の陣笠



写73 大庄屋使用の駕籠

72
73
74。

管内庄屋の取り締まり、年貢米の徴収や売り払い、その他簡易な裁判なども行った」と記している。

竹野谷関係では、轟地区の細田家と坊岡地区の富森家（離町）が大庄屋であって、春と夏に交代していた（写

である。この組の区分・呼称は、地域に基づくものと、大庄屋所在村の名を冠して呼んだものがある。椒村

大庄屋見習が置かれ、藩から任免された。出石藩大庄屋制のはじまりを、『出石町史』（第一巻）は、寛文十年（一六七〇）ごろであるとし、その職掌を「上からの触れや達しなどの伝達、

では、元禄九年（一六九六）陶器藩小出家断絶のため、その旧領は生野代官所支配下となった。そして、太多村・椒村・東河内村・水口村・万劫村・山田村・万場村・名色村の八カ村の村々組合の組織となり、「庄屋月番御用勤方之事」（但州村々法度五人組）、「毎月御訴訟日」（同上）の史料のような運営が行なわれている。

また、天保七年（一八三六）、出石藩の仙石騒動で減知となり、竹野谷の段村を除くすべての村々は、久美浜代官所の支配下となった。

同八年一月、代官所は竹野谷の村々を下組・中組・上組に分け、各組に「総代」を置いた。それによると、

下組、十箇村（松本村・阿金谷村・羽入村・竹野村・宇日村・田久日村・草飼村・切浜村・浜須井村・奥須井村）、総代、松本村庄屋与兵衛（吉岡）。

中組、九箇村（轟村・林村・下塚村・大谷村・金原村・鬼神谷村・小丸村・芦谷村・須谷村）、総代、轟村庄屋平四郎（細田）。

上組、十二箇村（須野谷村・川南谷村・桑野本村・大森村・門谷村・河内村・御又村・神原村・小城村・二連原村・森本村・坊岡村）、総代、須野谷村庄屋五郎左衛門（富森）。



写74 大庄屋細田家（轟）

（御上知、兼父郡・気多郡・美合郡村の規
定）須野谷・富森担二藏、現住・豊岡市

となつている。各村の庄屋は、ことあるごとに、「御寄」と称して総代や大庄屋の所へ集まり協議をした。

天保四年（一八三三）六月二十八日、轟組で、「郷寄立会組合庄屋中入来」（『御公用日記』天保四、同五年正月七年正月、轟・細田昌藏）

日、轟組「組合庄屋惣代三而此方へ年頭祝義三被レ集候」（『同前』天保五年正月）とし、竹野村八郎右衛門、隼人村六三郎を

取締役に決めるなどして、八日に御用談が済み帰村した。しかし、安政四年（一八五七）六月奥組一カ村の

庄屋たちが、こうした御用の出張などに多くの費用がかかり、その儉約を一五カ条にわたつて取り決めている

（『組合百姓相統方議定帳置之』須野谷・富森担二蔵・現住・豊岡市）。

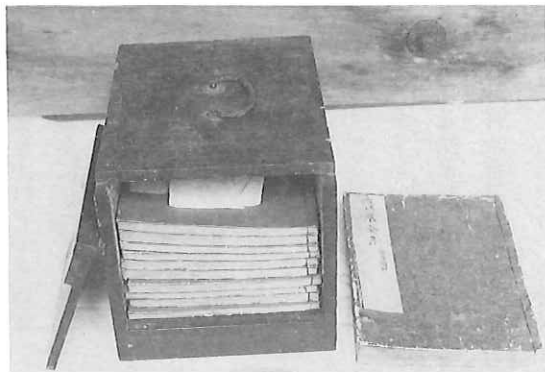
村方三役

村を治める役人として、村方三役と呼ばれる庄屋―組頭―百姓代がいた。竹野谷の文書をみると、この例証が一番多くみられ、次に庄屋―組頭―長百姓となつて、そして庄屋―年寄―

百姓代がある。また時に、惣百姓代・惣代・村惣代・小前惣代の名も入っているが、百姓代に近いものである。また、組頭は大体二人となっている例が多い。『出石町史』（第一巻）に、組頭は小出家・松平家時代には年寄といつていて、仙石家では組頭といつていたとしている。仙石家・京極家・代官所と入り組んでいた竹野谷であるが、庄屋―組頭（年寄）―百姓代の三役の名称が最後まで使用されている。

三役の就退任については、大庄屋のように直接藩の任免の関与はなかつたようである。原則として、大庄屋の任免であつたようで、竹野谷にも数例の事例文書がみられる。これによると、一応藩に届け出て、それを許可してほしいという文書が目立つから、いわゆる届け出制であつたのであろう。

庄屋―一村の長で、上の藩・代官からの命令を受け、村内を統轄した。庄屋の仕事は、多岐にわたり、村方に関する一切の事務をつかさどらなければならなかつた。領主や他村との折衝から、村内の治安・御触・勸農・



写75 『農業全書』(宮崎安貞著、轟・細田昌蔵)

水利土木・戸籍・訴訟・証書・祭礼などであり、時には村民の個人的相談・世話をもしなければならなかった。この中でも一番大事な事は、年貢の取り立て・完納であった。寛政十一年(一七九九)五月、轟村庄屋四郎右衛門が坊岡村の大庄屋富森弥吉へ、「当御田方植付村中無_レ滞相済申候、右之通相違無_二御座_一候、以上」(『御公用日記』(轟・山本博蔵))と報告しているように、年貢に関して米を中心とする農作物の穫れ具合は、一番大事なことであった。それゆえ、細田家に当時農業のバイブルであった『農業全書』(一一冊・宮崎安貞・元禄十年)を、

家宝のように大切に保存しているのも当然うなずける(写75)。また、季節や月毎の天候の変化にも、極めて大きな関心を払っていた。同じ細田家に、いろいろな古書籍や古老の俗説をも取り混ぜながら、『占天気』『月令』と題し、天気を占う方法や、毎月の天気状況を書き記している(写76)。

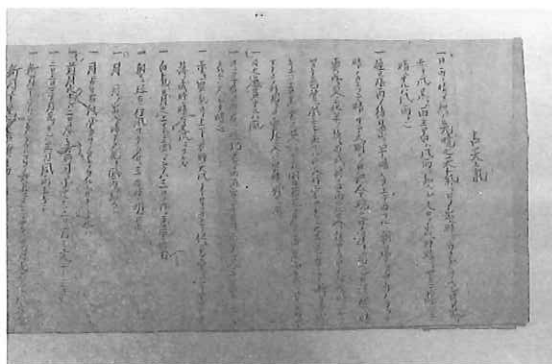
こうした職務に対して、庄屋給(名主給)として藩や幕府(代官所)から給米が与えられた。竹野谷の場合、村高の三步、一〇〇石に三斗の事例が多い(各村_ノ攝_ノ出帳)。庄屋の選び方は、選挙・輪番・世襲など、各地の慣例に従っているいろいろであったが、竹野谷では大体有力農民が任ぜられ、世襲制が多かった(写77、第一章第二節参照)。

村民の代表者である庄屋は、もちろんその身分は村民と同じ農民であるが、庄屋という役職上領主の代行者でもあった。上からの圧力と、

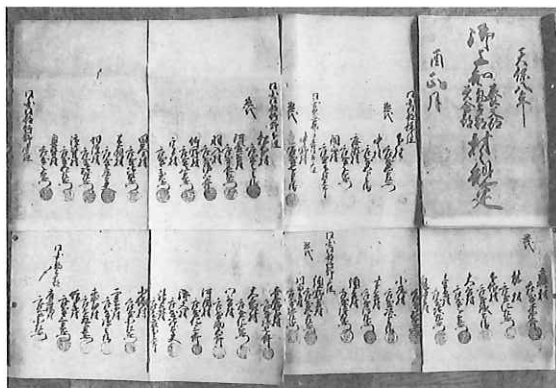
下からの突き上げという両者のいたばさみになって、善しきにつけ悪しきにつけ大変複雑・微妙な立場であった。第二節の、松本村の彦左衛門の義挙もその代表的事例である。

組頭—庄屋を補佐し、村の事務をつかさどった。有力な農民が、入札または協議で選ばれる。組頭給が支給され、組頭を年寄ともいう。竹野谷の場合は、史料上すべて組頭給は支給されていない(各村『摺』)。

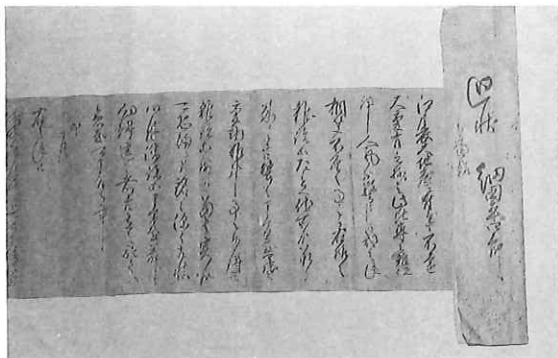
百姓代—庄屋・組頭の職務を監視するもので、年貢の小割納入、村入用の使途、その他諸割賦の時に立ち会って、公平に行なわれるように注意した。また、いろいろな証書に庄屋・組頭とともに加判して、村政に関与している。百姓代は、本百姓(小前百姓)から選ばれ、『出石町史』(第一巻)が、組頭・百姓代とも給料はなかったと紹介しているように、無給が原則であった。



写76 『占天氣』(藤・細田昌藏)



写77 竹野谷の庄屋(『御上知、養父郡、気多郡、美含郡村の規定』須野谷・富森担二藏、現住・豊岡市)



写78 廻状 (藤・細田昌蔵)

この三役は、前出、竹野谷の文書にみられる、惣百姓代・惣代・村惣代・小前惣代という名のように、村民全体の代表であったのである。この他、この百姓代より上位におかれた村の長老ともいえる「長百姓」もいた。また、いろいろな村の用件を「廻状」にして(写78)、村内外へ伝達する役目の「定使」(定夫)も必ず一人いて、定使給が支給された。竹野谷の場合、原則として庄屋役の半分となっていて、ほかに村から別給を出している所もある(各村・項)。

このように、単に大庄屋・庄屋といっても、その中でまた複雑に階級が分かれていた。竹野谷関係の大庄屋・庄屋・御用達の任免発令文書や、『分類出石藩御用部屋日記』(出石町)の「庄屋・御用達・名主」の箇所をみると、大庄屋(在方)は「大庄屋・大庄屋格・大庄屋見習・大庄屋本席・大庄屋帰役」、庄屋(在方)は「庄屋・取り締まり庄屋・御用達・並御用達・御用達格」、名主(町方)は「名主・名主格・名主代・名主本席・名主席・名主婦役」と細分化している。

以上のように、細切れの階級を作ることによって、藩に対し民政や財政で貢献した者に、藩主は「御目見え」、「下され物」、「苗字帯刀御免」、「階級の昇進」など、特権と保護を与えた。これは、当時の厳しい身分制度にあっては、非常に名誉なことではあったが、為政者たる藩の庶民支配のたくみな手段の一つであったとされる。

また、第三節でふれたように、この見返りにたびたび莫大な御用銀を賦課されることにもなった。

五人組

江戸時代、ほぼ五軒ごとに五人組という隣保組織があり、その長を五人組組頭と呼んだ。はじめは、キリシタン禁止や浪人取り締まりに活用されたが、のちに法令の厳守・年貢の完納・治安維持などのために、組員の連帯責任による相互監視、扶助としての機能に変化していった。

竹野谷で早くみえるものとして、和泉国陶器城主、小出家須谷領、須谷奉行所（代官所）支配下の椒村に、万治二年（一六五九）十二月七日の『五人組加入詫び証文』（前欠、一俵・富森）の一札が残っている。また、寛政八年（一七九六）九月十日、竹野村の一つの五人組の組員二人が禁止の博打びやくちをしたので、近所との付き合いを差し止められた。そこで、以後絶対にさせないことを保証するので、この差し止めを解いてくれるよう、他の組員が連署捺印して、村役人に一札を入れていることも、一つのよい事例である（一札 「組村方貫り」 「竹野・与田明蔵」）。

組員の関係は、公私のあらゆる面にわたって親戚のごとく親密な関係で結ばれていた。この五人組の構成を書き記した帳簿が、「五人組帳」で、前書と請書とからなる。当町でも各地区に、一番重要な年貢関係文書とともに、必ずといっていいほど保存されており、いかに大切にされていたかがわかる。名称もさまざまで、「御仕置五人組帳」・「五人組御改帳」・「御請申上組合御帳之事」・「但州村々法度五人組帳」などである（写79）。

「前書」は、領主が庶民の日常生活において厳守しなければならない事柄や手続きを、広範かつ微細に規定したものである。しかし、各竹野谷の「五人組帳」をみると、どの村もまったく同文の法令ではなく、また时期的によってもその内容の長短・濃淡がある。なお「請書」とは、村役人およびすべての五人組組員が連署連判して、前書の法度に違反しないことを誓約したものである。出石藩では、大体九月から十月にかけて「五人組改」が



写79 『五人組御改帳』(享保14年3月、千葉市・安田達蔵)

が進出してきた。たとえば、第五章第二節「災害と救助」でもふれるが、災害などで年貢収納のため借金をし、その返済が不可能となり、担保の田畑を手放し、富める者へ集まるということになる。

いっぽう水呑百姓は、田畑を所有せず、年貢を納めない百姓で、江戸初期から中期にかけて検地帳には記載されなかった。しゅとして、地主百姓に隷属する小作百姓のことである。竹野谷関係の『指出帳』のいくつかは、百姓を「百姓」と「水呑」の両方に分けているのみみられる。

行なわれた。その帳簿の一冊は領主へ、もう一冊は村役人が保管した。このようにして、五人組は「五節句・月待・日待・寄合之節、必読為レ聞、御仕置不ニ相背一様ニ可レ仕」(『但州村々法度五人組懸一振中村』(元禄九年十月、根・富懸一雄蔵))とあるように、年に何回かの寄り合いに、村役人が組員にこの法令を読み聞かせたという。しかし、本当に全村が実行したかは疑問である。ともあれ、為政者たる領主が、庶民を物質的・精神的に支配するために設定された機構であることは間違いなからう。

百 姓 村を構成する百姓の身分に、「本百姓」と「水呑百姓」の二つがあった。本百姓は、田畑屋敷を持ち、検地帳

に記載され、年貢を納める百姓のことで、幕藩体制の社会的・経済的基盤とされた。しかし、江戸中期以降、農村への貨幣経済の浸透に伴って、本百姓層内で分解が起こり、水呑小作百姓が増加し、寄生地主

第六節 巡見使・藩主の来往

巡見使の来往 巡見使とは、幕府が全国各地に派遣した政情・民情視察の役人のことで、將軍の代替わりごとに実施された。これには、各大名領と天領に派遣する二通りの巡見使があった。各大名領には、

「諸国巡見使」と称し、全国を八分して（轟の細田昌藏『御本陣満願寺引受留書』天明八年五月にも、「御巡見様御国割」として、総国数七〇カ国、大名二六九人、総高一八四〇万二六七〇石を八分している）、使番・小姓組番・書院番の三人編制で派遣した。いっぽう天領は、「国々御領所巡見使」と称し、勘定・支配勘定・徒目付で編制されていた。竹野谷は、第二章第一節の「国分けと変転する支配者」でもふれたように、たびたび大名領と天領支配が入れ替わったり、並立したりで大変であった。

まず、竹野谷への將軍代替わりの諸国巡見使は、史料上、天和元年（一六八二）七月（五代綱吉）、宝永六年（一七〇九）六月（六代家宣）、享保元年（一七一六）十月（八代吉宗）、延享三年（一七四六）五月（九代家重）、天明八年（一七八八）五月（十一代家斉）、天保九年（一八三八）四月（十二代家慶）が確認できる。

幕府では、巡見に際して、各村がどのように対応すべきかの触書を出している。これは、巡見ごとに同じ内容のものを出したようで、年号は違うが文意の同じものが各地の巡見文書で見られる。竹野谷でも、同文の触書の控えが椒地区の富森一雄家に三通ある。その一通、享保元年（一七一六）二月の『覚』を紹介する。

これによると、道筋の掃除、道・橋造りは一切無用、馳走・出迎え無用、巡見使が通っても百姓は農事を続けること、宿泊所も修繕不要で、賄い道具もあり合わせを用い、贈答品など一切受け取らないなど、その他き

め細かく記してある。ところが、こうした巡見も、江戸時代の享保年間（一七一六―三五）ごろまでは効果があつたようであるが、そののち次第に形式化していった。

天保九年（一八三八）四月二十日、山本七郎左衛門他上下三五人、三宅三郎他上下二九人、市岡内記他上下三二人の巡見使一行は、坊岡村に到着した。山本一行は弥吉宅（亭主弥吉）、三宅一行は満願寺（亭主平四郎）、市岡一行は市郎左衛門宅（亭主孫太夫）に、それぞれ宿泊している（「細田平四郎忠平」）。これに、案内・接待の藩の役人、村役人、人足などが加わるから、大変な人数にのぼつたことであろう。

天明八年（一七八八）五月にも、坊岡に巡見使一行が逗留とまりゆうした。三人の巡見使の一人、中根半平一行三二人の本陣を満願寺（亭主平四郎）にあてられたが、前掲『御本陣満願寺引受留書』によると、諸道具・飾り付け・献立の準備と接待に四一人が関係している。その他、人足八人・伝馬二三疋である。これに対し、「御公儀様御定之通木銭米代并諸入用」として、七七三文（昼休み代）を払っている。また、興味あるのは、煙管・硯箱・刀掛など十数点を、手土産として出しているが、これを受け取らず戻していることである。

しかし、各藩にとつては、いかに形式化していったとしても、村役人などから当地の状況を聞き、訴状も受け、それによって改易された大名もいたというから、一般庶民以上に心休まらぬ期間であつたらう。

『分類出石藩御用部屋日記』（出石町）によると、天保九年（一八三八）四月の巡見では、まず「二月十六日御巡見について江戸より連絡、二月二十三日御巡見御宿三軒下見分、二月二十五日御巡見につき明二十六日山之中往還見分、三月十九日御巡見につき郡・町奉行へ申し達し、三月二十五日御巡見前につき町方見分並びに諸注意達し、三月二十七日御巡見御止宿の節、御用相勤めの者へ申し渡し、四月七日御巡見前につき種々達

し、並びに見分、四月十七日御巡見につき道具類見分、辻々の固め指示、四月十七日御巡見御通行に付き諸注意達し」と、矢継早のお触れである。また、応接する村役人たちに対しては、『御巡見様江申上ケ之覚』（椒・富森一雄蔵）という、巡見使の質問をあらかじめ予測し、その答弁の指示や覚えを用意させ、領内で不統一な答弁のないように慎重を期した。

これでは、やはり前述のごとく形式化したといえそうである。その上、宝永六年（一七〇九）六月二日の巡見の時、坊岡で一泊した巡見使一行が江野を経由するにあたり豊岡藩からは普請奉行の谷口藤左衛門・戸山郷右衛門が、下役三人を連れて江野へ道や橋の普請の点検に出張している（『史』豊岡市上巻）。幕府の道・橋造りは無用であるという触れは、まったくたてまえだけの効力のないものであった。

次に、天領の国々御領所巡見使であるが、竹野谷への巡見は数回あったのであろうが、現存の史料からは、寛政元年（一七八九）と天保九年（一八三八）の二回が確認できる。

それは、天保九年四月八日に来村している。『細田平四郎忠平録』（森・細田昌蔵）には、「三月二十日頃より村々御巡見御通行道（道中）作り候也」と、出迎えの準備をしている。そして、

御料御巡見様、四月六日七日湯嶋村御泊り八日早朝御出立。

四月八日四ツ時轟村御通り、村三役人御出迎。

高橋繁之丞様御上下七人

八木岡大蔵様御上下六人

山本庄右衛門様御上下四人

メ御上下式十人

八日御昼坊岡村、同御泊香住村。

御昼ノ時高橋様、八木岡様御宿坊岡村弥吉、山本様御宿満願寺亭主平四郎。

とある。村人たちにとって、こうした巡見使を迎えるにあたって、遊行上人の来訪同様（第七章第二節(2)）「遊行上人の来訪」参照）随分気をつかったことであろう。労力とともに諸経費も多くかかった。寛政元年七月六日の『西夏夫銀御領御巡見諸人用割合帳』（鬼神谷村庄屋兼帯金原村 治郎左衛門、鬼神谷・立花久雄蔵）には、村人たちの諸経費の割り当てを紙四〇枚ほどに列記されていて、その負担の大きさがうかがえる。

出石藩主も巡見や湯治の途中来遊している。一応、史料上つかめる範囲で紹介してみよう。

藩主の来往

○寛延四年（一七五一、

「日記年代記」元禄年中より以来、林・有末兵助旧蔵、現・京都市壬生孝亮蔵

十月三日より出石殿様、仙石越前守政辰様御入湯、同十七日竹野浜江御遊浜日帰、御越ハ羽入坂、御帰ハ芦谷坂浜（よ）日暮、松本たい松芦谷より和田原迄松明続キ御機嫌の由。

○宝暦七年（一七五七、

「多地満古理」大阪府立中之島図書館蔵、
「政辰真筆伴句」竹野・花房喜代次蔵

仙石政辰（魯川）、円山川を下り湯嶋に来遊し、日和山・竹野浜などにも遊び、俳句紀行文『多地満古理』を著した（解説）。

○文化十四年（一八一七、

「細田平四郎忠平」録、森・細田昌蔵

八月一日殿様湯嶋江御着、十一日竹野村江御成、九月七日御揚湯。

○文政四年（一八二一、『同前』）

八月十四日、殿様湯嶋へ御入湯ニ御成、同月廿六日、竹野村江御成。

この他、前述の巡見とも関連するが、幕末期に異国船の来航が多くなり、海岸防備のため、特別に沿岸の各村を巡見することがあり、幕府・代官・藩主もたびたび竹野へ来村した（第八章第一節参照）。